

第 1 回 住まい支援の連携強化のための連絡協議会

令和 2 年 8 月 3 日



公益社団法人 全日本不動産協会

常務理事 長 島 友 伸

全日本不動産協会による取組み

～ 不動産取引における不当な差別の撤廃に関する啓発活動 ～

各地方本部と地方公共団体が協定を締結し、地方公共団体が実施する「あんしん賃貸支援事業」等の居住支援事業に協力し、会員業者に協力店登録の啓発等を行うことにより、高齢者、障がい者及び外国人等の入居差別解消に努め、不当な差別を撤廃した適正な不動産取引を推進しています。

地方本部ごとに地方公共団体等と連携し、広報誌やパンフレットの配布、又は研修会の実施等を通じて、広く宅地建物取引業者に対し、不動産取引における基本的人権の尊重の重要性に関する啓発活動を実施しています。

(令和元年度事業報告より)

主なあんしん賃貸支援事業等（居住支援事業）の協定等の締結状況

（令和2年3月31日時点）

本部署名	締結日等	協定の名称
北海道		北海道あんしん賃貸支援事業実施協定
青森県	H27.9.4	青森県居住支援協議会
岩手県	H20.2.1	岩手県あんしん賃貸支援事業実施協定
宮城県	H18.9.1	仙台市民間賃貸住宅入居者支援制度の円滑な運用に係る協定
	H22.10.8	仙台市借り上げ支援住宅の円滑な実施を図るための協力に関する協定
	H26.1.10	宮城県居住支援協議会
	H27.8.31	みやぎ移住・定住推進県民会議
秋田県	H27.12.1	秋田県居住支援協議会（会則）
山形県	H21.1.5	山形県あんしん賃貸支援事業実施協定
福島県	H25.7.24	福島県居住支援協議会
茨城県	該当なし	
栃木県	H26.7.18	栃木県住生活支援協議会 会則
	H27.9.8	とちぎ「あんしん賃貸支援事業」実施要領
群馬県	H23.3.16	群馬県居住支援協議会
	H24.4.12	群馬県空き家活用等推進協議会
埼玉県	H22.3.31	埼玉県あんしん賃貸支援事業実施協定
千葉県	H13.4.23	外国人学生住居アドバイザー事業の実施に関する協定
	H19.7.1	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に基づく地域相談員（その他の相談員）の推薦。
	H30.9.3	千葉県あんしん賃貸支援事業実施協定
東京都	H26.6.25	東京都居住支援協議会（会則に基づき構成員として事業参加）
神奈川県	H23.5.31	神奈川県あんしん賃貸支援事業実施協定
山梨県	H28.4.27	居住支援協議会の実施協定
新潟県	H25.8.26	新潟県居住支援協議会
富山県		富山県居住支援協議会
石川県	H27.12.18	石川県居住支援協議会が設立され、石川県あんしん賃貸支援事業等推進連絡会を実施。
	R1.12.3	石川県居住支援協議会連絡会に出席し、セーフティネット住宅の登録促進活動推進に協力。
福井県	H28.3.24	福井県居住支援協議会の実施協定
長野県	H27.1.27	青木村空き家情報登録制度に基づく空き家の仲介に関する協定
	H28.8.1	小谷村空き家情報登録制度に基づく空き家の媒介に関する協定
	H30.4.1	佐久穂町「空き家・空き地バンク」媒介等に関する協定
岐阜県	H22.3.30	岐阜県あんしん賃貸支援事業実施協定
静岡県	H26.4.14	静岡県居住支援協議会規約
愛知県	H20.9.12	愛知県あんしん賃貸支援事業実施協定
	H28.1.15	高蔵寺ニュータウン空き家バンク制度による空き家媒介等に係る協定
	H29.12.19	名古屋市における空家等対策に関する協定
	H30.8.1	豊橋市空家情報登録制度による空家の媒介等に係る協定
三重県	H21.12.21	三重県あんしん賃貸支援事業実施協定

本部署名	締結日等	協定の名称
滋賀県	H22.3.10	滋賀県あんしん賃貸支援事業実施協定
京都府	H24.9.13	京都市居住支援協議会会則
	H27.3.26	京都府居住支援協議会会則
大阪府	H19.3.1	大阪あんしん賃貸支援事業実施協定
兵庫県	H24.3.30	ひょうごあんしん賃貸住宅事業要綱
	H28.7.22	神戸市居住支援協議会会則
	H29.9.25	ひょうご住まいづくり協議会規約
	H30.7.25	姫路市居住支援協議会会則
奈良県	H20.4.1	奈良県あんしん賃貸支援事業実施協定
和歌山県		和歌山県居住支援協議会
鳥取県	H21.8.25	鳥取県あんしん賃貸支援事業実施協定
	H24.11.16	居住支援協議会の実施協定
島根県	H22.11.24	島根県あんしん賃貸支援事業実施協定
岡山県		該当なし
広島県	H20.3.31	広島県あんしん賃貸支援事業実施協定
	H25.5.21	居住支援協議会の実施協定
山口県	R1.7.4	山口県居住支援協議会総務専門部会へ出席
	R1.7.16	山口県居住支援協議会総会、シンポジウムへ出席
	R1.12.19	山口県居住支援協議会意見交換会への参加
	R2.1.16	山口県居住支援協議会意見交換会への参加
徳島県		該当なし
香川県	H17.2.8	香川県あんしん賃貸支援事業実施協定
愛媛県	H27.3.16	愛媛県居住支援協議会
高知県	R1.7.1	居住支援協議会
	R1.5.29	高知県外国人生活相談センター運営協議会への参画
	R1.7.23	高知県外国人生活相談センター運営協議会への参画
	R1.5.6	高知県居住支援協議会地域包括ケア高齢者等の住まいの確保対策部会
福岡県	H21.3.30	福岡市居住支援協議会 設置要綱（H29.4.1改訂）
	H23.4.1	福岡市高齢者住宅相談支援事業に関する協定書
	H28.3.30	北九州市高齢者・障害者住まい探しの協力店紹介制度に関する協定書
佐賀県	H25.8.28	佐賀県居住支援協議会 会則
長崎県	H25.3.26	長崎県居住支援協議会
熊本県		熊本県あんしん賃貸支援事業
大分県	H24.10.22	大分県居住支援協議会
宮崎県	H20.5.1	宮崎県あんしん賃貸支援事業実施協定
	H22.8.20	宮崎市あんしん賃貸支援事業実施協定
鹿児島県	H19.11.2	鹿児島県あんしん賃貸支援事業実施協定
	H24.8.8	鹿児島県居住支援協議会の実施協定
沖縄県	H25.9.5	沖縄県あんしん賃貸支援事業実施協定
計44本部		

住まい支援事業の実例 / 埼玉県「あんしん賃貸住まいサポート店活動促進事業」

今年度からサポート店が
セーフティネット住宅を
登録すると **最大30万円**
お支払いします！

※手数料は1戸登録につき3,000円、年間100件上限です。
なお、登録戸数の上限はありません。



高齢者世帯 子育て世帯 生活保護世帯 外国人世帯
障害者世帯 被災者世帯 失業者世帯 低所得者世帯

高齢者、障害をお持ちの方、
子育て世帯などの方は賃貸住宅
に入居できなくて困っています。

セーフティネット住宅はそのような困っている方々に寄り添う優しい住宅です。
サポート店の皆様に登録や仲介で支えてもらっています。

登録無料で御社物件がセーフティネット情報提供システム HP に掲載されます！

手続き

- 申請書（別紙参照）に登録予定戸数等を記入の上、県に提出する。
- セーフティネット情報提供システムより物件登録を行う。
(<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>)

対象物件

セーフティネット住宅の趣旨を踏まえ、媒介契約を締結した賃貸住宅の賃貸人の了承が得られたもの（あんしん賃貸住宅※に登録している物件も対象。）
※ あんしん賃貸住宅は平成29年度より新規登録を停止しており、セーフティネット住宅への移行をお願いしています。

あんしん賃貸住まいサポート店

埼玉県独自の登録制度で、要配慮者の住まいの支援にご協力いただける不動産業者です。

セーフティネット住宅

高齢者・障害者・子育て世帯等の入居を拒まない賃貸住宅として物件登録を行う国の制度です。



お問い合わせ

さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県都市整備部住宅課マンション担当
TEL048-830-5573 FAX048-830-4888
メール: a5550-10@pref.saitama.lg.jp

お知らせ

トップ > お知らせ > あんしん賃貸住まいサポート店活動促進事業について

あんしん賃貸住まいサポート店活動促進事業について

更新日：2020年07月22日

県の住宅課から、「あんしん賃貸住まいサポート店活動促進事業」に関する広報協力依頼がありました。

- ・事業目標：セーフティネット住宅の登録促進…年間約千件増程度
- ・促進協力の手数料：1戸登録につき3,000円、年間100件まで（1事業者あたり）
- ・周知方法：各サポート店登録事業者へのご案内（7/27付けで郵送予定）

*現在サポート店の登録されていない会員様におかれましても、サポート店登録した上でこの事業を実施していただくことができます。

詳しくは次のHP等をご覧ください。

□あんしん賃貸住まいサポート店活動促進事業

 [チラシ](#)

□民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1107/se-futelineitutozyuutaku/20200214.html>

□あんしん賃貸住まいサポート店 新規登録の要件等

<http://www.sasn.jp/safety/info/seldo/>

不動産業界におけるコロナ禍での状況と課題

対面接客の忌避が進むなど、
「新しい生活様式」への転換が
求められている



不動産取引におけるテクノロジー
(不動産テック)
の導入・普及促進が急務である